

令和4年8月1日

吸収分割に関する事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び
会社法施行規則第189条に基づく開示事項)

東京都品川区北品川五丁目9番11号
ソーバル株式会社
代表取締役社長 推津 敦

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
東京オペラシティビル41階
株式会社AGEST
代表取締役社長 二宮 康真

ソーバル株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と株式会社AGEST（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和4年6月13日付吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、令和4年8月1日を効力発生日として、吸収分割会社のエンジニアリング事業の一部である、開発中の試作品の評価・検証や生産前の製品の品質評価をする「品質評価」サービス事業に属する権利義務を吸収分割承継会社に承継する吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
令和4年8月1日
2. 吸収分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による請求権は発生しません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

本吸収分割は、会社法第787条第1項第2号の規定に該当する新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続を行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、令和4年6月20日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定による請求権は発生しません。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第796条第2項に該当するため、会社法第797条第1項但書により、株式買取請求権を有する株主はおりません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、令和4年6月22日付の官報及び個別の催告書により、債権者に対し、本吸収分割に対して異議申述をすることができる旨の公告及び催告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定に基づき異議を述べた債権者は存在しませんでした。

4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である令和4年8月1日をもって、吸収分割会社より本吸収分割契約に定める資産及び権利義務を承継しました。

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）
令和4年8月12日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）
該当事項はありません。

以上